

国民体育大会スポーツクライミング競技開催基準要項細則

1 国民体育大会スポーツクライミング競技開催基準要項（以下「要項」という。）第2項第3号（競技場及び競技の諸施設）

- (1) 競技場及び競技施設は、原則として既存のものを使用する。
- (2) 競技場又は競技施設を新設する場合は、自然保護に留意し、地域におけるスポーツクライミングの普及、振興に役立つよう考慮されなければならない。
- (3) 競技場
 - ① 競技場は、クライミング・ウォール及びそれらを構成又は附帯する施設とする。
 - ② クライミング・ウォールの設計に当たっては、安全性を考慮しなければならない。
 - ③ 喫煙については禁止する。
- (4) 競技場及び競技会の諸施設認定は、国民体育大会スポーツクライミング競技施設認定規定による。

2 要項第4項第2号及び第5項第2号（参加資格及び年齢基準等）

(1) 大会及びブロック大会等

1) 参加資格

- ① 日本国に国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年の種別に参加することができる。
 - (i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」を含む）
 - (ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者
 - i) 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。
 - ii) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。
 - (iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者
 - i) 少年種別年齢域にあった時点において前号（ii）に該当していた者であること。
 - ii) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

[注] 上記（iii）-ii）について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

- ② 選手及び監督は、都道府県の山岳（・スポーツクライミング）県連盟（県協会）（以下、「県連盟（県協会）」という。）及び都道府県体育（スポーツ）協会（以下「体育（スポーツ）協会」という。）等会長が代表として認め選抜した者であること。
- ③ 前々回又は前回の大会（都道府県大会を含む）に選手及び監督の資格で参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。
 - (i) 成年種別
 - i) 新卒業者
 - ii) 結婚又は離婚に係る者
 - iii) ふるさと選手（「国民体育大会ふるさと選手制度」による）

[注] 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(ii) 少年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

iii) 一家転住に係る者(「一家転住等に伴う特例措置」による)

iv) JOCエリートアカデミーに在籍する者(「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)

④ 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会(以下「本協会」という。)に選手登録をした者

⑤ 選手と監督の兼任はできない。

⑥ 選手と監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

⑦ 選手と監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

⑧ 選手、監督、本部役員帯同のスポーツドクター、アスレティックトレーナーは、本大会参加前の1年以内に日本スポーツ協会が指定するアンチ・ドーピング教育を受講した者であること。

⑨ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(i) 都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSPPO」という。)に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」及び「トップ・アスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」に基づき、予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表チームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

免除・特例対象競技会及び免除・特例対象選手を決定したときは、予選会免除特例対象活用者として名簿を公表し、本協会は当該活用者の所属する県連盟(県協会)に通知する。県連盟(県協会)は、体育(スポーツ)協会にその旨報告し、都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、体育(スポーツ)協会と協議して決定する。都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に都道府県内で協議の上、周知徹底を図らなければならない。

(ii) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

(iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

⑩ 上記のほか、監督については、本協会が定める公認資格(コーチ1~4)を保有している者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。

2) 選手の年齢基準及び所属都道府県

選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。ただし、JSPPOが特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年の4月1日現在、14歳(中学3年生)とする。

① 成年種別

大会開催年の4月1日現在、18歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

(i) 居住地を示す現住所

(ii) 勤務地

(iii) ふるさと(「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受けるふるさと選手として参加する者を含む。

② 少年種別

大会開催年の4月1日現在、15歳以上18歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

(i) 居住地を示す現住所

(ii) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地

(iii) 勤務地

(iv) 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

[注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年の4月30日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、JSPPOの定める基準による)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

(a) 「トップ・アスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の対象者

[少年種別]

(a) 「一家転住」にかかる者(「一家転住等に伴う特例措置」による)

(b) 「トップ・アスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の対象者

(2) 都道府県大会

1) 体育(スポーツ)協会等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。

2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。

3) 本協会に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。

(i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、本協会の一時登録者又は仮加盟者とみなし、登録料及び参加料等を徴収する。この場合、当該県連盟(県協会)は未加盟者について予備審査をする。

(ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで本協会の定めた登録選手規程等を遵守すること。

(3) その他

参加資格等に疑義があるときは、本協会国体委員会がこれを調査・審議し、決定する。更に疑義があるときはJSPPOがその可否を決定する。

2) 監督会議開催直前にあつては国民体育大会スポーツクライミング競技全種目についての共通規定(以下「共通規定」という。)第11条に定める中央総務委員会が審議・決定し、更に疑義があるときはJSPPOがその可否を決定する。

3 要項第5項3号(競技方法)

競技の方法は、共通規定及び「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング競技規則」(以下「スポーツクライミング競技規則」という。)による。ただし、スポーツクライミング競技規則第2章、第7章、第8章及び第9章は適用しないものとする。

4 要項第5項第4号(参加者数、参加チーム数)

(1) 競技の参加者数、参加チーム数は、次のとおりとする。

種 別	監 督	選 手	チーム数	合 計
成 年 男 子	1 名	2 名	1 0 3 チーム	3 0 9 名
成 年 女 子	1 名	2 名		

少 年 男 子	1 名	2 名	
少 年 女 子	1 名	2 名	

(2) ブロック大会で選抜するブロックごとのチーム数は、本協会がその都度定める。

5 要項第6項第1号（競技期間）

競技期間とその日程等は、原則として表1「スポーツクライミング競技種別・日程・行動役員等基準表」のとおりとし、公示する。1日の競技時間は8時間以内とする。

6 要項第7項第2号，第3号（表彰状及び賞状の授与）

表彰状及び賞状の数とその内容は次のとおりとする。

総合（1位～8位）		種 別	種目（1位～8位）
男女総合		成 年 男 子	リード競技 ボルダー競技
		少 年 男 子	リード競技 ボルダー競技
	女子総合	成 年 女 子	リード競技 ボルダー競技
		少 年 女 子	リード競技 ボルダー競技

① 総合は、次の事項を明記し1位から8位の都道府県に授与する。

競技名，総合，順位，都道府県名

② 種目は、次の事項を明記し1位から8位の種目チーム及び選手・監督にそれぞれ授与する。

競技名，種目，種別，順位，都道府県名，選手及び監督氏名

7 要項第7項第4号（成績決定方法）

(1) 種目競技得点算出方法

各種目に一定の得点を与え、高順位順に第1位から第8位までに次の得点を与える。ただし、同点の場合は、当該都道府県でその順位を共有し、次の順位を欠位とする。この場合において、得点は次順位の得点を加えて当該都道府県で等分する。

第1位	24点	第2位	21点	第3位	18点
第4位	15点	第5位	12点	第6位	9点
第7位	6点	第8位	3点		

(2) 全競技得点算出方法

各都道府県の種目得点を合計して全競技得点とする。

(3) 参加得点

本大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に参加点10点を与える。

(4) 総合成績決定方法

男女総合成績及び女子総合成績の決定方法は、全競技得点と参加得点を合計し、多い都道府県より順次第1位から第8位まで決定する。ただし、同点の場合はその順位を共有し次順位を欠位とする。その手順は表2「総合成績決定方法とその手順」に定める。

- (5) 天候その他により一部競技が中止になった競技の成績は、本協会と J S P O 国体総務委員会で協議して決定する。
- (6) 総合成績順位の正式決定は、共通規定第 10 条に定める中央総務委員会が行う。
- (7) その他必要な事項については、別に定める。

8 要項第 8 項第 3 号（申請書）

競技場の申請書は、国民体育大会スポーツクライミング競技施設認定規定に基づいて作成する。

9 要項第 10 項（都道府県大会等）

都道府県大会及びブロック大会を開催した主催又は主管県連盟（県協会）は、大会終了後 10 日以内に所定の様式（様式 5-1, 5-2）により次の項目の報告書を本協会へ提出する。

(1) [都道府県大会]

- ① 都道府県大会名
- ② 期日、会場、予選方法等の実施要項（大会実施要項を必ず添付する）
- ③ 選手、役員等の参加者名簿（プログラムによる参加者全員の名簿）
- ④ 成績順位と得点表
- ⑤ その他必要な事項

(2) [ブロック大会]

- ① ブロック大会名
- ② 期日、会場、予選方法等の実施要項（ブロック大会実施要項を必ず添付する）
- ③ 選手、役員等の参加者名簿（プログラムによる参加者全員の名簿）
- ④ 成績順位と得点表（審判長が確認した全チームの参加者の公式成績表を添付する）
- ⑤ ブロック大会で選抜された都道府県名簿（種別、都道府県名）
- ⑥ その他必要な事項

10 要項第 11 項第 1 号, 第 2 号（総合開会式、表彰式への参加）

選手及び監督が総合開会式及び表彰式に参加できないときは、その理由を明記して、共通規定第 11 条に定める中央総務委員会に届け出なければならない。なお、不参加の可否は、同中央総務委員会が審議する。

総合開会式については、各体育（スポーツ）協会から特段の指示がある場合はその指示に従う。

表彰式については、特に競技参加者全員の参加を要しない。ただし、種目入賞した都道府県チームは、その種別ごとに必ず参加すること。男女総合成績及び女子総合成績 8 位までに入賞した都道府県チームは、必ず 1 名を表彰式に参加させること。この場合、代理を認める。

11 要項第 12 項第 2 号（競技役員及び組織）

競技役員は、共通規定第 10 条、本細則表 3 スポーツクライミング競技役員組織図及び同表 4 スポーツクライミング競技役員構成表 1, 2 に定める。また、大会運営を円滑に行うため、本細則表 5 スポーツクライミング競技役員研修会及び諸会議開催基準に掲げる研修会等に参加しなければならない。

12 要項第 13 項（実施要項及び実施要領）

実施要項及び実施要領の内容は、共通規定第 6 条に定める。

13 要項第 14 項第 3 号（選手、監督の交替）

選手、監督の交替（変更）届出は、競技会監督会議開催前までとする。

14 要項第15項(宿舍)

競技参加者の宿舍は、できる限り競技場に近い所を選定し、競技会場地からおおむね60分以内とする。

付 則

- 1 本細則の改廃は、常務理事会で行う。
- 2 本細則は、昭和51年5月23日から施行する。

昭和58年5月22日 一部改定

昭和62年9月10日 一部改定

平成 5年11月7日 一部改定

平成 9年3月23日 一部改定

平成13年3月25日 一部改定

平成14年3月17日 一部改定

平成14年4月1日から施行する。

第5項、第6項の改訂は、平成15年4月1日から施行する。

平成16年5月30日 一部改定

平成17年5月22日 一部改定

第2項第1号④の改訂は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年5月20日 一部改定

1(3)、3、4、5、10の改訂は、平成20年4月1日から施行する。

平成23年5月19日 一部改定

平成25年5月11日 一部改定

平成26年5月25日 一部改定

平成30年9月8日 一部改定

平成31年4月11日 一部改定

令和 2年11月12日 一部改定

令和 3年3月11日 一部改定

表1 スポーツライミグ競技種別・日程・行動役員等基準表の改訂は、JSP〇国体委員会承認後施行する。

令和4年7月13日 一部改正

ただし、第2項(1)1)⑧については、令和5年4月1日以降に開催する大会から施行するものとし、令和5年3月31日以前に開催の大会については努力義務とする。表1、3～5は、JSP〇承認後、令和6年4月1日施行とする。

令和5年3月9日 一部改定

ボルダー表記改正の施行は、JSP〇国体委員会承認後とする。

都道府県大会報告書

年 月 日

主催（主管）県連盟（県協会）

記 入 者

電 話（自 宅）

F A X（自 宅）

メール・アドレス

1 都道府県大会名

2 開催期日及び会場

3 予選方法等の実施要項

（大会実施要項を必ず添付する）

4 選手，役員の参加名簿

（プログラムによる参加者全員の名簿、選手名にフリガナ併記）

5 成績順位と得点表

6 その他 必要な事項

ブロック大会報告書

年 月 日

主催（主管）県連盟（県協会）

記 入 者

電 話（自 宅）

F A X（自 宅）

メール・アドレス

1 ブロック大会名

2 開催期日及び会場

3 予選方法等の実施要項

（ブロック大会実施要項を必ず添付する）

4 選手、役員の参加名簿

（プログラムによる参加者全員の名簿）

5 成績順位と得点表

（通過都道府県名・順位及び審判長が認めた全チーム・参加者の公式成績表を添付すること、選手名にフリガナ併記）

6 ブロック大会で選抜された都道府県名簿

（種別・都道府県）

7 その他 必要な事項

表 1 スポーツクライミング競技種別・日程・行動役員等基準表

＝本表の施行日は、別途決定する＝

種 別 \ 日 程	第 1 日	第 2 日	第 3 日	第 4 日	
成年男子 (25 チーム)	総合開会式 競技役員全体会議 競技会正副会長 競技会正副委員長 中央総務委員 県内総務委員 正副審判長 主任審判員・審判員 競技委員 運営役員 監督会議 競技役員全体会議の出席者 (競技会正副会長を除く) 監督	B 予選	L 予選	L 決勝 B 決勝	総 合 表 彰 式
成年女子 (25 チーム)		B 予選	L 予選 B 決勝	L 決勝	
少年男子 (25 チーム)		L 予選 L 決勝	B 予選	B 決勝	
少年女子 (25 チーム)		L 予選	B 予選	L 決勝 B 決勝	

- 1 競技の種別は、成年男子、成年女子、少年男子及び少年女子の 4 種別とする。
- 2 競技の種目は、リード競技及びボルダー競技とする。
- 3 スポーツクライミング競技に関する会議は、競技会前に開催する。各種別・種目ごと表彰は、各競技終了後に行う。総合表彰式は、競技最終日の最後の競技が終了した後に行う。
- 4 上記種別チーム数に対して、国体開催県に 3 種別へ各 1 チーム与える。総チーム数は、103 チームである。

表2 総合成績決定方法とその手順

種 別	種 目	天皇杯 種 別	皇后杯 種 別
成年男子	リード ボルダリング	○ ○	— —
成年女子	リード ボルダリング	○ ○	○ ○
少年男子	リード ボルダリング	○ ○	— —
少年女子	リード ボルダリング	○ ○	○ ○

参加都道府県(ブロック大会予選会を含む) 10点を与える。

種目順位
及び得点

種目の高順位を決定する。ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

種目順位により

1位=24点, 2位=21点, 3位=18点,
4位=15点, 5位=12点, 6位=9 点,
7位=6 点, 8位=3 点

を当該都道府県に与える。ただし、同点の場合は当該都道府県でその順位を共有し次の順位を欠位とする。この場合次順位の得点を加えて当該都道府県で等分する。

参加得点

全競技得点

合 計

総合得点

都道府県の種目得点を合計して、全競技得点とし、その得点順位により順位を決定する。ただし、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

全競技得点に参加得点を加え総合得点とする。したがって男女総合(天皇杯)得点の最高は202点, 女子総合(皇后杯)得点の最高は106点となる。

男女総合(天皇杯) 得点

最高 2 0 2 点

($24 \times 2 \times 4 + 10 = 202$)

女子総合(皇后杯) 得点

最高 1 0 6 点

($24 \times 2 \times 2 + 10 = 106$)

表3 スポーツライミング競技役員組織図

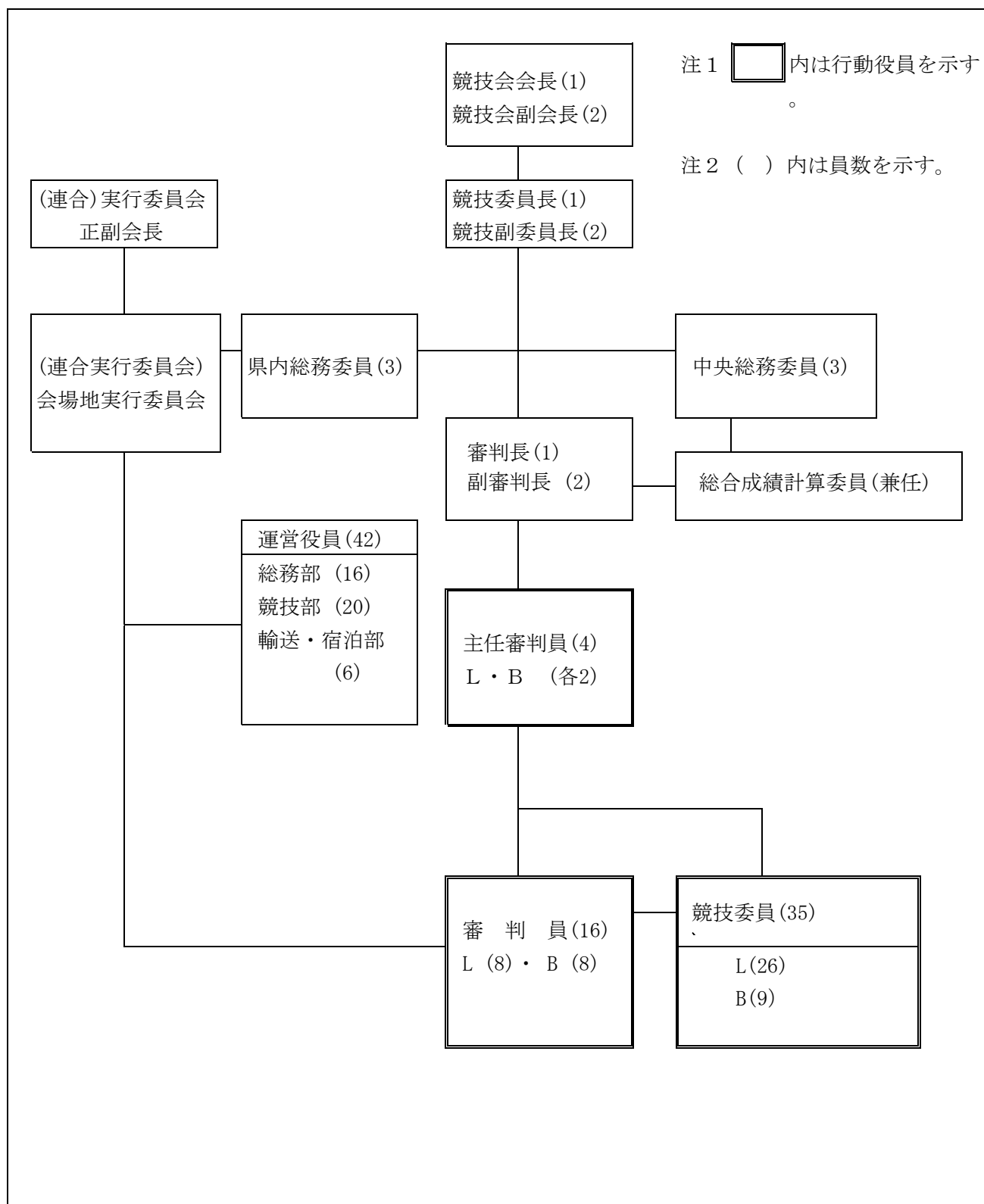


表4 スポーツクライミング競技役員構成表

部門	役 職 名		中央	近県	開催県	小計	備 考								
本 部 役 員	競技会長		1			1	本協会会長								
	競技副会長		1		1	2	本協会副会長，開催県連盟（県協会） 会長								
	競技委員長		1			1	本協会国体委員長								
	競技副委員長		1		1	2	本協会スポーツクライミング部長，開催県連盟 （県協会）副会長・理事長								
	中央総務委員		3			3	本協会国体常任、専門委員								
	県内総務委員				3	3	開催県連盟（県協会）								
	総合成績計算委員(兼任)		(2)		(1)	(3)	本部役員のうち、中央総務委員，競技部長，競技副委 員長(中央)又は副審判長（中央）で組織する								
	小 計		7(2)		5(1)	12(3)									
行 動 役 員		役職名	中央	近県	開催県	小計	種目別					役 職 名	開催県		
							L	B				部 長	1		
	審 判 員	審判長	1			1	1		運 営 役 員	総 務 部		副部長	2		
		副審判長	2		1	2	2					総務経理	3		
		主任審判員		2	2	4	2	2				記録報道	2		
		副主任審判員										受付接待	3		
		審判員			16	16	8	8				会議式典	3		
		小 計	3	20	23						設 営	2			
											小 計	16			
	競 技 委 員	チーフ・ルートセッター	2			2	1	1	運 営 役 員	競 技 部		部 長	1		
		ルートセッター	8			8	8					副部長	2		
		ビレイヤー			12(2)	12(2)	12(2)					競技記録	6		
		ルート作業員			4(2)	4(2)	4(2)					得点集計	4		
		通信連絡員			3	3	2	1				会場競技	3		
		計測記録員			2	2	1	1				通信連絡	2		
		医務員			4	4	2	2				医療看護	2		
		小 計	10		25	36						小 計	20		
	合 計		13(2)	4	41(1)	58(3)	33	22	運 営 役 員	輸 送 宿 泊 部		部 長	1		
								審判長 1				副部長	1		
								副審判長 2				部 員	4		
												小 計	6		
													合 計		42

- 1 運営役員は開催県，会場地の実情により条件が異なるため固定的なものではない。
- 2 中央役員扱いは，中央（20 名），近県主任審判員（2 名）及び近県審判員（2 名）である。
- 3 この編成表は 4 種別，1 会場を基準とする。
- 4 （ ）は兼任を示す。
- 5 行動役員は競技場の状況により臨機に応援態勢をとり配置することができる。
- 6 医療関係者のうち、1 名以上の医師を配置もしくは競技種目ごとの医師の配置が望ましい。

表5 スポーツライミング競技役員研修会及び諸会議開催基準

スポーツライミング競技役員研修会及び諸会議開催基準								
No.	開催月	開催所	研修会又は 諸会議名称	参加役員・役職				
				本協会	正・副 審判長	主 任 審判員	審判員 (セッター含)	運営役員等
1	本大会 開催年 4 月	国 体 開催地	競技役員種 目別会議及 び運営各部 会議	○	○	○	○	○
2	本大会 開催年 5～8月	国 体 開催地	競技役員運 営 研 修 会 (リハーサ ル大会)	○	○	○	○	○

注1 ○印は出席予定者を示す。

- 2 研修会及び諸会議の標準的な開催日程は，1泊2日とし，開催地の状況に応じて変更して差し支えない。
- 3 上記以外の運営役員による調査及び諸会議は，状況に応じて随時開催することができる。